



福祉・介護・高齢者

障がい(者)福祉

問 福祉課 ☎232-4913

▶身体障害者手帳

身体の障がいの種類や程度を記載した手帳で、いろいろな支援を受けるときに必要です。

手帳の交付対象となる障がい一覧

- 視覚障がい
- 聴覚障がい
- 平衡機能障がい
- 音声・言語機能障がい
- そしゃく機能障がい
- 肢体不自由
- 心臓機能障がい
- じん臓機能障がい
- 呼吸器機能障がい
- ぼうこう・直腸機能障がい
- 小腸機能障がい
- 免疫機能障がい
- 肝臓機能障がい

申請に必要なもの

- 身体障害者手帳(交付・再交付)申請書
- 身体障害者診断書・意見書(※指定医師が作成したもの)
- 写真(横3cm×縦4cm)
- マイナンバーが分かる書類

▶療育手帳

おおむね18歳までの知的障がいのある人に交付する手帳で、いろいろな支援を受けるときに必要です。

申請に必要なもの

- 申請書
 - 写真(横3cm×縦4cm)
 - 印鑑
 - マイナンバーが分かる書類
- ※申請後、県福祉総合相談所で面接があります。

▶精神障害者保健福祉手帳

精神障がいのある人に交付する手帳で、いろいろな支援を受けるときに必要です。

申請に必要なもの

- 申請書
- 医師の診断書または障害年金などの情報照会のための同意書
- 写真(横3cm×縦4cm)※任意
- マイナンバーが分かる書類

▶特別児童扶養手当

20歳未満で在宅の心身障がい児(施設入所中を除く)を持つ父母、養育者に手当を支給します(所得制限があります)。

手当額 子ども一人につき

- 1級 月額53,700円(2023年度)
- 2級 月額35,760円(2023年度)

必要なもの

戸籍謄本、身体障害者手帳、療育手帳、診断書(所定の用紙)、受給者名義の金融機関の通帳など

▶障害児福祉手当

重度の障がいのために日常生活で常に介護を必要とする20歳未満の人に支給します。ただし、施設に入所しているときは支給されません(所得制限があります)。

手当額 月額15,220円(2023年度)

必要なもの

戸籍謄本、身体障害者手帳、療育手帳、診断書(所定の用紙)、受給者名義の金融機関の通帳など

▶特別障害者手当

重度の障がいのために日常生活で常に特別な介護を必要とする20歳以上の人に支給します。ただし、病院に3カ月以上入院しているときや施設に入所しているときは支給されません(所得制限があります)。

手当額 月額27,980円(2023年度)

必要なもの

戸籍謄本、身体障害者手帳、療育手帳、診断書(所定の用紙)、受給者名義の金融機関の通帳など

▶重度心身障害者医療費助成

重度の障がいのある人が各種健康保険による診療を受けた場合、医療費の自己負担額の一部を助成します(所得制限があります)。

助成額

外来の場合	1カ月1医療機関ごとに1,020円を除いた額 助成額=(自己負担金)-(1,020円)
入院の場合	1カ月1医療機関ごとに2,040円を除いた額 助成額=(自己負担金)-(2,040円)
訪問看護に係る医療費	1カ月1訪問看護ステーションごとに1,020円を除いた額 助成額=(自己負担金)-(1,020円)

※介護保険は助成の対象ではありません。

支給資格認定の手続に必要なもの

障害者手帳、健康保険証、本人名義の金融機関の通帳

▶自立支援医療(育成医療)

指定医療機関に入院または通院し、手術などの治療を行う障がいのある児童に、医療の給付を行います(被保険者の税額により、一部負担があります)。

必要なもの 医師の意見書、健康保険証、印鑑、マイナンバーが分かる書類など



▶ 自立支援医療(更生医療)

身体障害者手帳を持っている18歳以上の人が障がいを軽くしたり、障がいの進行を防いだり、または取り除いたりして、日常生活を容易にするために必要な医療費(手術、人工透析など)を給付します。

原則、1割は自己負担です。市町村民税額が一定以上のときは対象とならない場合があります。

必要なもの 身体障害者手帳、医師の意見書、健康保険証、印鑑、マイナンバーが分かる書類など

▶ 自立支援医療(精神通院)

精神疾患のために通院中の人の通院医療費を給付します。

原則、1割は自己負担です。市町村民税額が一定以上のときは対象とならない場合があります。

必要なもの 医師の意見書、健康保険証(同一保険加入者分)、印鑑、マイナンバーが分かる書類など

▶ 補装具

体が不自由な人の機能を補うための義肢、装具、車いす、補聴器、眼鏡などの購入または修理に係る費用を一部助成します。

▶ 障害福祉サービス

- ※ 1 介護のサービスである「介護給付」と生活能力や仕事のスキルを身につける訓練を提供する「訓練等給付」の2つがあります。
- ※ 2 自己負担額は原則1割ですが、世帯の収入状況により月額負担上限額が設定されます。

区分	種類	内容
介護給付	居宅介護(ホームヘルプ)	自宅での入浴、排せつ、食事、通院などの介護や家事の支援を行います。
	重度訪問介護	重度の障がいがあり常に介護を必要とする人に自宅で入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援など総合的に行います。
	同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動時や外出先で視覚的情報の支援や移動の援護、介護を行います。
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護介護および日常生活の世話をを行います。
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間施設で、入浴、排せつ、食事の介護を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
	短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間を含め施設で、入浴、排泄、食事の介護などを行います。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護など複数のサービスを包括的にを行います。
	施設入所支援	施設での日中以外の介護、居住の場の支援を行います。
訓練等給付	自立訓練(生活訓練・機能訓練)	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	宿泊型自立訓練	夜間や休日に、居室などの設備を使いながら、家事などの日常生活能力を向上させる訓練や生活相談などを行います。
	就労移行支援	一般企業などへの就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識や能力のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援(A型・B型)	一般企業などで就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識や能力のために必要な訓練を行います。

原則、1割は自己負担です。市町村民税額が一定以上のときは対象とならない場合があります。必ず、購入または修理前にご相談ください。

必要なもの 身体障害者手帳、医師の意見書、見積書、印鑑、マイナンバーが分かる書類など

▶ 日常生活用具

身体障がい者または障がい児が日常生活の利便を図るために必要な用具の費用を一部助成します。

原則、1割は自己負担です。市町村民税額が一定以上のときは対象とならない場合があります。

介護保険の対象者で介護保険で給付や貸与を受けられる場合は対象外となります。必ず、事前にご相談ください。

必要なもの 身体障害者手帳、見積書、印鑑、マイナンバーが分かる書類など

▶ 障害者住宅改造費助成

自宅で生活する障がいのある人が、住宅を住みやすいように改造するための費用の一部を助成します(所得制限があります)。必ず、事前にご相談ください。



訓練等給付	共同生活援助(グループホーム)	共同生活の場所で相談や日常生活上の援助を行います。
	就労定着支援	就労移行支援などを利用した後、一般就労した人に対する就労に伴う支援を行います。
	自立生活援助	障害者支援施設や共同生活援助事業所などに居住していた人が、地域での生活を行う際に必要な支援を行います。

▶障害児通所支援

- ※1 障がいのある児童や療育を必要とする児童に対し、その児童の年齢や状態に応じた療育を受けることができる施設利用の支援サービスです。
- ※2 自己負担額は原則1割ですが、世帯の収入状況により月額負担上限額が設定されます。

サービスの種類	内容
児童発達支援	未就学の障がい児に対する日常生活に係る基本的動作の指導などを行います。
医療型児童発達支援	医学的管理の必要な障がい児に対する日常生活に係る基本的動作の指導や治療を行います。
放課後等デイサービス	放課後や学校の休業日など就学中の障がい児に生活能力の向上のために必要な訓練などを行います。
保育所等訪問支援	保育所などを訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活適応のための専門的な支援などを行います。
居宅訪問型児童発達支援	外出することが著しく困難な障がい児に対し、居宅を訪問して日常生活に係る基本的動作の指導などを行います。

▶地域生活支援

障がいのある人が、自立した日常生活や社会生活を営むことができるように、地域の特性や利用する人の状況に応じてサービスを受けることができます。

サービスの種類	内容
移動支援	屋外での移動が困難な障がいのある人の外出支援を行います。自己負担額は利用料の1割です。
日中一時支援	障がい者または障がい児の日中における活動の場を確保し、障がい者などの家族の就労支援および日常介護している家族の一時的な負担を軽減します。自己負担額は利用料の1割です。
訪問入浴サービス事業	在宅で入浴が困難な一定の障がい者または障がい児を対象に、移動入浴車により利用者宅を訪問し入浴サービスを行います。自己負担は利用料の1割です。
意思疎通支援	聴覚、言語機能、音声機能、視覚などの障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人とその他の人の意思疎通を仲介するために、手話通訳や要約筆記などを行う者を派遣します。利用料は無料です。
自動車改造費の助成	身体障がい者本人が運転する自動車の改造に直接要した費用の3分の2(限度額10万円)を助成します。
自動車運転免許取得費用の助成	障がい者本人が運転するための自動車運転免許の取得に直接要した費用の3分の2(限度額10万円)を助成します。

相談窓口

▶相談支援事業

- 障がい者や障がい児、その保護者を対象に日常生活や障害福祉サービス、障害児通所支援事業の利用などについて、専門職員が相談をお受けします。また、申請をするときの支援や調整なども行います。

事業所名	住所	電話番号
相談支援センター[SUN]	久保田2596番地	☎227-7010
きくよう地域生活支援センター	原水5587番地	☎232-8518
基幹相談支援センター[haru]	久保田2800番地(福祉課内)	☎080-1542-1741

▶障害者虐待防止センター

- 虐待を受けていると思われる障がい者を発見した人や虐待を受けていると思われる人は、菊陽町障害者虐待防止センターへお知らせください。

通報・相談先	
菊陽町障害者虐待防止センター(福祉課内)	☎232-4913



生活支援

▶生活保護制度

問 福祉課 ☎232-4913

生活に困窮している人の最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長するのが目的です。福祉課地域福祉係または菊陽町社会福祉協議会にご相談ください。

▶生活保護のしくみ

生活保護は、世帯の人数や年齢などにより、国が定めた基準による月ごとの最低生活費と、世帯の総収入とを比べて、最低生活費より少ない場合に、その足りない分が保護費として支給されます。また、保護は原則として個人単位ではなく、世帯単位で適用されます。

最低生活費

年金、児童扶養手当などの収入	支給される保護費
----------------	----------

収入としては、就労による収入、年金など社会保障給付、親族による援助などを認定します。

▶生活困窮者自立支援制度

問 菊陽町社会福祉協議会 ☎232-4832

経済的に困っている人、仕事に就けない人など生活や就労の悩みについての相談窓口です。相談員が話をお聞きし、課題を整理して、一緒に解決に向け支援します。

▶生活福祉資金

問 菊陽町社会福祉協議会 ☎232-4832

低所得世帯・高齢者世帯・障がい者世帯などで、この資金を活用することにより、経済的な自立と生活意欲の向上が図られる世帯に対し、資金を貸し付けます。ただし、連帯保証人が必要となります。また、母子父子寡婦福祉資金などの公的資金を借りることが可能な人や現住所が住民票と同一でない人などは貸付できないことがあります。

高齢者福祉

問 地域包括支援センター(介護保険課内) ☎232-2366

▶ふれあいサロン

問 菊陽町社会福祉協議会 ☎232-4824

各地域が主体となり、レクリエーションや軽体操、昼食交流、みんなで楽しめるゲームや談笑などの活動を行います。地域の人と交流ができる「ふれあいの場」として気軽にご参加いただけます。各地域で開催場所や日時が異なりますので、上記連絡先までお問い合わせください。

実施日時・場所

月1回・地区公民館や集会所、町内施設

参加料金 昼食代程度

▶サロンリーダー講習会

問 菊陽町社会福祉協議会 ☎232-4823

ふれあいサロンを支えるボランティアを対象に制作や、軽作業、介護レクリエーションなどの講習を行います。

▶いきいき大学

問 菊陽町社会福祉協議会 ☎232-3594

町の施設において、機能訓練とレクリエーションを通し、在宅高齢者の健康保持と生きがいづくり、仲間づくりを行います。

実施日時・場所

月：南部町民センター、福祉支援センター

火：ふれあい交流・福祉支援センター

木：福祉支援センター

金：三里木町民センター、福祉支援センター

午前10時～午後3時

利用料金

900円(昼食代・おやつ代含む)



▶ごきげんコール

問 菊陽町社会福祉協議会 ☎232-4824

高齢者に対して、ボランティアが電話し、安否や健康状態の確認、孤独感の解消を行います。

実施日時

週1回(月～水曜日のいずれかの)午前中

利用料金

無料

▶キャロットサービス

問 菊陽町社会福祉協議会 ☎232-4824

社会福祉協議会独自の住民参加型在宅福祉サービスで、家事支援、生活支援を受けたい人(依頼会員)と支援を行いたい人(協力会員)を結ぶ会員相互の福祉サービスです。

利用料金

基本400円/30分以内

▶さんさん介護予防パートナー養成講座

問 菊陽町社会福祉協議会 ☎232-4824

地域の運動教室などで、健康づくりのお手伝いをしていただくボランティアを養成する講座です。

特記事項

活動場所は、地域や町が主催する介護予防運動教室です。詳しくは上記連絡先までお問い合わせください。

▶健康ウォーキング(ノルディックウォーキング)

問 菊陽町老人クラブ連合会 ☎232-8638

ノルディックスティックを使用し、講師の指導のもとウォーキングを通じた健康づくり活動を行います。

実施場所

杉並木公園、ふれあい広場
(雨天時は杉並木公園管理センター内)

実施日時

月1～2回(第1、4水曜日)
6～9月：午前9～10時
10～5月：午前10～11時

利用料金

200円(老人クラブ会員は100円)

持ってくるもの

ノルディックスティック(貸出可)、飲み物、タオル、帽子、歩きやすい靴

▶緊急通報システム

問 地域包括支援センター(介護保険課内) ☎232-2366

発作を伴う疾患や転倒の危険性が高い高齢者を対象とし、急病や災害などの緊急時に、迅速かつ適切な対応を図るため、緊急通報装置の貸与を行います。

利用料金

・設置費無料 ・通話料は自己負担

特記事項

利用には条件がありますので、詳しくは上記連絡先までお問い合わせください。

▶配食見守りネットワークサービス

問 地域包括支援センター(介護保険課内) ☎232-2366

見守りの必要性が高い高齢者や買い物・調理が困難となった高齢者に、栄養バランスのとれた食事をお届けし、利用者の安否確認や健康・栄養状態の確認などの見守り活動を行います。

実施日時

週5日以内(月～金曜日)で1日1食(昼食か夕食)

利用料金

500円/1食

特記事項

利用には条件がありますので、詳しくは上記連絡先までお問い合わせください。

▶高齢者の就業の促進

問 菊陽町シルバー人材センター ☎232-6276

シルバー人材センターは、定年退職者などの高齢層に、そのライフスタイルに合わせた軽易な業務やボランティア活動などの社会参加を通じて、高齢者の健康で生きがいのある生活の実現と、地域社会の福祉の向上と、活性化に貢献しています。



▶後期高齢者医療制度とは

後期高齢者医療制度とは、75歳以上の全ての人と65歳～74歳で一定の障がいの状態にあり、広域連合の認定を受けた人が加入する医療保険制度です。

運営主体は都道府県単位で、全ての市町村が加入して設置されている広域連合が行ないます。

▶主な届出

届出には下記の書類と本人確認書類(マイナンバーカード、免許証など)が必要です。

このようなとき	手続きに必要なもの
県外から転入したとき	負担区分証明書
県内の市町村から転入したとき	身分を証明するもの
転出するとき	保険証 通帳
住所・氏名が変わったとき	保険証
死亡したとき・葬祭費の申請のとき	死亡者の保険証 葬儀を行なったことを確認できる会葬礼状などが必要な場合があります。
保険証をなくしたとき	身分を証明するもの
生活保護を受けるようになったとき	生活保護開始決定通知書 保険証 通帳
生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書

▶所得による負担割合について

負担割合	負担区分	判定基準
3割	現役並み所得者Ⅲ	同一世帯に町県民税課税所得が690万円以上の被保険者がいる人
	現役並み所得者Ⅱ	同一世帯に町県民税課税所得が380万円以上690万円未満の被保険者がいる人
	現役並み所得者Ⅰ	同一世帯に町県民税課税所得が145万円以上380万円未満の被保険者がいる人
2割	一般Ⅱ	・同一世帯に町県民税課税所得が145万円以上の被保険者がいない人 ・現役並み所得者で「基準収入額適用」の要件を満たし、次の要件で対象となった人 ①被保険者が1人で「年金収入+その他の合計所得金額」の合計が200万円以上の人 ②被保険者が2人以上で「年金収入+その他の合計所得金額」の合計が320万円以上の人
		一般Ⅰ
1割	低所得者Ⅱ	世帯の全員が町県民税非課税の人(区分Ⅰ以外の人)
	低所得者Ⅰ	世帯全員が町県民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除(年金の所得を80万円として計算)を差し引いたとき0円となる人

▶医療費が高額になったとき

1カ月(同じ月内)の医療費の自己負担額が自己負担限度額を超えた場合、限度額を超えた分が高額療養費として支給されます。後期高齢者における高額療養費は、一度申請して振込口座を登録していただくことで、払い戻しの対象になった際に振り込まれる仕組みになっています。

※医療費には入院した時の食事代や差額ベッド代などは含まれず、これらは全額自己負担となります。

▶限度額適用認定証

負担区分が低所得者Ⅰ・Ⅱ、現役並み所得者Ⅰ・Ⅱの人はあらかじめ窓口で申請し、交付された「限度額適用認定証」などを病院の窓口で提示することで限度額までの支払いとなります。

▶療養の給付

▶医療機関の窓口で「保険証」を提示し、治療を受けることができます。

▶窓口で支払う費用(一部負担金)は外来・入院共に医療費の1割、または2割、現役並みの所得のある人は3割の負担となります。

▶療養費の支給(全額を自己負担したとき)

病院で受ける医療の他に次のものについても医療費が支給されます。

このようなとき	申請に必要なもの
急病などでやむを得ず医療保険証を持たずに病院にかかった場合	診療(調剤)内容の証明書 領収書 保険証 通帳
医師が必要と認めたコルセットなどの治療用装具	医師の診断書(または意見書) 領収書 保険証 通帳



▶ 葬祭費の支給

被保険者がなくなったとき、葬祭を行った人に2万円が支給されます。

▶ 保険料

保険料は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」の合計になります。均等割額と所得割額は、広域連合で2年ごとに熊本県均一で決められます。

保険料 = 均等割額 + 所得割額 (所得 × 所得割率)

※ 所得 = 総所得金額 - 43万円 (基礎控除額)

※ 所得状況などによって保険料の軽減制度があります。

▶ はり・きゅう補助施設利用券

後期高齢者医療保険に加入している人は、はり・きゅうの施術を受ける場合、1回の施術につき千円を町が負担します(1人当たり年間30枚)。利用を希望する人は窓口で申請してください。ただし、後期高齢者医療保険料の滞納がある場合は利用できません。

▶ 人間ドック費用補助

後期高齢者医療保険に加入している人が人間ドックを受ける場合、その費用の一部を援助します。(上限2万5千円)。ただし後期高齢者医療保険料の滞納がある場合は、補助を受けることができません。

介護保険

問 介護保険課 ☎232-2508

▶ 加入者(被保険者)

第1号被保険者	65歳以上の人
第2号被保険者	40～64歳の人(医療保険加入者)

▶ 介護保険料

第1号被保険者
本人および世帯の町県民税の課税状況と前年中の所得に応じて決まります。

第2号被保険者
加入している医療保険の算定方式を基本として決まり、医療保険の保険料と併せて納めます。

▶ 65歳以上の方の介護保険料の納め方

特別徴収

受給している年金(老齢(退職)年金・遺族年金・障害年金)の支払月に年6回に分けて天引きでの支払いになります。

普通徴収

事前に届出された口座からの振替か、町から送られてくる納付書で、金融機関やコンビニまたは町役場での支払いになります。

※ 受給している年金が年額18万円以上の場合は原則特別徴収となりますが、年度途中で65歳になった人や町に転入した人などは、特別徴収が始まるまでに半年から1年ほどかかります。

▶ 介護サービスを利用するまで

- (1) 申請
本人や家族またはケアネジャーにより、必要書類をそろえて役場介護保険課に申請を行ってください。
- (2) 訪問調査
申請をすると、介護認定調査員が訪問し本人の心身の状態を見たり、家族から聞き取りを行い、併せて役場から主治医に意見書の照会をします。
- (3) 認定
調査に基づいて、審査会で判定を行います。結果は、軽い方から非該当・要支援1から2・要介護1から5の8段階あります。
なお、非該当の人は原則介護サービスの利用はできませんが、チェックリストの結果によっては一部利用可能なサービスもあります。
- (4) ケアプラン作成
介護認定を受けた人はケアプランを作成して介護サービスを利用することができます。ケアプランは認定の段階により、地域包括支援センター、または居宅介護支援事業所が作成できます。
- (5) 介護サービスの利用者負担
利用者は介護サービスの1割、一定の所得がある人は2割または3割を支払います。
また、施設入所などの施設サービスを利用される場合は、サービスの自己負担に加え、居住費、食費、日常生活費の支払いが必要です。
- (6) 自己負担の軽減
施設サービスを利用するときの居住費や食費について、自己負担を少なくするための「限度額認定」や同じ月のサービス費が限度額を超えた場合の「高額介護サービス費」があります。どちらも申請が必要となりますので、詳しくは介護保険課までお尋ねください。



▶町のサービス事業所・施設

居宅介護支援

事業所名	電話番号
菊陽町地域包括支援センター (介護保険課内)	☎232-2366
菊陽台病院 居宅介護支援事業所	☎232-1191
きほう苑居宅介護支援事業所	☎232-1188
居宅介護支援事業所 野の花	☎285-1962
居宅介護支援事業所 ブルーオーシャン	☎237-7388
居宅介護支援事業所 みうら	☎285-7821
ケアプラン花花	☎215-8871
指定居宅介護支援事業所 サンライズヒル	☎232-3115
指定居宅介護支援事業所 ほほえみのもり	☎288-3957
菊陽町社会福祉協議会 居宅介護支援事業所	☎232-3592
東熊本第二病院 在宅総合支援センター	☎340-2775
グリーンコープケアプランセンター菊陽	☎233-5001
熊本セントラル病院 居宅介護支援事業所 菊陽	☎285-6073
ケアプランセンター眞	☎273-7654
居宅介護支援センター イナフサポートプラス+	☎288-2103

通所介護(デイサービス)

事業所名	電話番号
きほう苑 通所介護事業所	☎232-1188
三里木 デイサービス(地域密着型)	☎285-6712
デイサービス 菊陽なごみ	☎232-9363
デイサービス クローバー	☎292-3556
デイサービス サン・フレンズ光の森	☎233-0091
わがままデイサービス	☎340-2681
デイサービス 花花	☎215-8871
デイサービスセンター 星の里	☎232-3608
デイサービス ほほえみのもり	☎285-7742
デイサービスまごころ本舗原水苑 (地域密着型)	☎202-7702
デイサービス みうら	☎234-7361
デイサービスセンター てまり	☎232-5888
デイサービスセンターゆるりの家・ 三里木	☎233-5000
デイサービス まおる	☎237-6890

通所リハビリ(デイケア)

事業所名	電話番号
菊陽台病院 通所リハビリテーション	☎232-1193
介護老人保健施設 サンライズヒル	☎232-5656
通所リハビリテーション 熊リハ病院	☎232-3970
東熊本第二病院 通所リハビリセンター	☎232-3939
つくれ デイケアセンター	☎285-3335
赤とんぼ大津	☎273-9902
熊本セントラル病院 通所リハビリテーション事業所	☎285-5310

訪問介護

事業所名	電話番号
ヘルパーステーション キラリ	☎213-5501
社会福祉法人菊陽町社会福祉協議会 訪問介護事業所	☎232-3594
社会福祉法人グリーンコープ ふくしサービスセンター結ふたば	☎232-5428
つくれヘルパーステーション	☎285-3272
ヘルパーステーションみうら	☎285-7821
ヘルパーステーションげんき	☎273-8838
ブロッサム	☎337-0290
ヘルパーステーション ファミリア	☎233-0091
訪問介護事業所 きずな	☎285-1962
訪問介護事業所 トラスティーホームげんき	☎232-3939
訪問介護支援事業所 ほほえみのもり	☎288-3958
ニチイケアセンター菊陽	☎340-9522
訪問介護まおる	☎237-6890
定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ステーションひかり野Ⅱ	☎285-7284

訪問入浴介護

事業所名	電話番号
社会福祉法人菊陽町社会福祉協議会 訪問入浴事業所	☎232-3594

訪問リハビリ

事業所名	電話番号
熊本リハビリテーション病院	☎232-3111
菊陽台病院 訪問リハビリテーション	☎232-1191
熊本セントラル病院 訪問リハビリテーション事業所	☎285-5310



福祉・介護・高齢者

訪問看護

事業所名	電話番号
訪問看護ひたむき	☎285-5712
赤とんぼ訪問看護ステーション	☎273-9908
精神科特化訪問看護ステーション Cruto COCORO光の森	☎234-8136
熊本セントラル病院 訪問看護ステーション	☎285-5221
訪問看護ステーション 菊陽台	☎232-1191
訪問看護ステーション ソレイユ	☎284-1814
つくれクリニック	☎285-3335
訪問看護ステーション ひまわり	☎232-3113
訪問看護ステーション HEART	☎237-7565
あまてらす訪問看護ステーション プラス	☎273-9854
訪問看護ステーション エンゼル	☎285-6711

福祉用具(住宅改修)事業者一覧

事業所名	電話番号
株式会社 愛夢	☎233-5516
エール介護サービス	☎233-0603
有限会社 エンゼル	☎232-2688

短期入所生活介護(ショートステイ)

事業所名	電話番号
きほう苑 短期入所生活介護事業所	☎232-1188
地域密着型特別養護老人ホーム きほう苑きらら	☎232-1122

短期入所療養介護(ショートステイ)

事業所名	電話番号
介護老人保健施設 サンライズヒル	☎232-5656
菊陽台病院介護療養型医療施設	☎232-1191

特定施設(有料老人ホーム)

事業所名	電話番号
介護付有料老人ホーム 陽かりの郷	☎292-3226

小規模多機能型居宅介護

事業所名	電話番号
小規模多機能ホーム ブロッサムつくれ	☎337-0290

認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

事業所名	電話番号
医療法人社団栄康会 グループホーム 菊陽スマイル	☎233-5288
グループホーム げんきの家	☎232-6602
グループホーム 武蔵ヶ丘	☎288-3446

認知症対応型通所介護(デイサービス)

事業所名	電話番号
デイサービスセンター 星の里	☎232-3608
グループホーム 武蔵ヶ丘 認知症対応型通所介護	☎288-3446

介護老人福祉施設

事業所名	電話番号
特別養護老人ホーム きほう苑	☎232-1188
地域密着型特別養護老人ホーム ケアタウン光の森	☎273-8686
地域密着型特別養護老人ホーム きほう苑きらら	☎232-1122
地域密着型特別養護老人ホーム 音ねの森	☎285-7580

介護老人保健施設

事業所名	電話番号
介護老人保健施設 サンライズヒル	☎232-5656

介護療養型医療施設

事業所名	電話番号
菊陽台病院介護療養型医療施設	☎232-1191

住宅型有料老人ホーム

事業所名	電話番号
ヴィラつくれ	☎285-3335
エンゼル2番館	☎285-6711
住宅型有料老人ホーム エイジングホーム げんき	☎232-8777
住宅型有料老人ホーム ケアホーム ラ・フランス	☎233-0091
有料老人ホーム てまり	☎232-5888
有料老人ホーム ほほえみのもり	☎234-7124
住宅型有料老人ホーム 陽かりの郷式号館	☎292-3226
有料老人ホームみどり	☎234-7690
ブロッサムつくれ	☎337-0290
赤とんぼ大津	☎273-9902

